

# 豊浦町見積合せ心得

平成14年7月3日

## (総則)

第1条 豊浦町が行う見積合せに当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知して下さい。

## (見積合せ)

第2条 見積合せ参加者は、見積書を作成し、封書の上、自己の氏名を記入して提出しなければなりません。

2 郵便による見積合せを認める場合において、前項の見積書を郵送しようとする者は、その封筒に「 見積書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

## (公正な見積合せの確保)

第3条 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

## (代理)

第4条 見積合せ参加者は、代理人をして見積合せに参加させようとするときは、当該見積合せの執行前に、その旨を証する書面（委任状）を町長に提出しなければなりません。

この場合において、見積書には見積合せ参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して行うものとします。

2 見積合せ参加者又はその代理人は、当該見積合せに対する他の見積合せ参加者の代理をすることはできません。

3 見積合せ参加者は、「競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者」を見積合せ代理人とすることはできません。

## (見積書の書換え等の禁止)

第5条 見積合せ参加者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

## (無効見積り)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 記載金額その他見積要件が確認できないもの
- (2) 記載金額を加除訂正したもの
- (3) 記名押印がないもの
- (4) 一の見積者又はその代理人が同一事項について二以上の見積をしたもの
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をして提出したもの

- (6) 見積者が同一事項について、他の見積者の代理をしたときの双方の見積書
- (7) 郵便による見積りで、所定の日時までには到着しなかったもの
- (8) 無権代理人が提出したもの
- (9) 見積合せに関し、不正の行為があった者の提出したもの
- (10) 見積合せに参加する者に必要な資格のない者の提出したもの
- (12) その他見積合せに関する条件に違反した見積書

(開封)

第7条 開封は、公告又は通知した場所において、見積書提出の終了後直ちに見積合せ参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、見積合せ参加者又はその代理人が開封の場所に参加できないときは、当該見積合せ事務に関係のない職員を開封に立ち合わせます。

(再度見積り等)

第8条 開封の結果、予定価格に至らなかった場合は、直ちに出席者（初度の見積書提出者）で再度見積りを行います。

また、再度見積りによっても予定価格に至らなかった場合には、最低見積者との随時契約によることがあります。

(契約者の決定)

第9条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りをした者を契約者とします。

- 2 契約者となるべき価格で見積りをした者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該見積合せ事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の見積りを契約者とししない場合)

第10条 開封の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りをした者を契約者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る見積金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
  - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する見積りを行った者は、町長の行う調査に協力しなければなりません。
  - 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で見積りをした者を契約者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で見積りをした者を契約者とします。

(契約の締結)

第11条 契約者が当該契約を締結しようとするときは、町長の作成した契約書に記名押印の上、契約決定の通知を受けた日から7日以内に町長に提出しなければなりません。

(見積合せの取りやめ等)

第12条 町長が見積合せを公正に執行することができない等、特別の事情があると認めるときは、見積合せの執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(見積書提出の辞退)

第13条 見積合せ参加者として指名された者は、見積合せ執行の完了に至るまでは、いつでも見積書提出を辞退することができます。

2 見積合せ参加者として指名された者は、見積書提出を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出て下さい。

(1) 見積合せ執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により町長に連絡すること。

(2) 見積合せ執行中にあっては、その旨を口頭により見積合せを執行する者に連絡すること。

3 前項により見積書提出を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。